

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」認定申請について

【概 要】

平成30年6月6日に、中小企業の労働生産性向上を柱の一つとする「生産性向上特別措置法」が施行されました。八女市では、市内中小企業の新たな設備投資を後押しするため、この法律に基づき、「導入促進基本計画」を策定し、国の同意を得て、市内中小企業者からの「先端設備等導入計画」の認定申請の受付を開始しました。その後令和3年度の法改正により、先端設備等導入制度は中小企業等経営強化法に移管のうえ運用されています。

八女市では、市内の中小企業者が新たな設備等の導入を通じて労働生産性の向上を図るために「先端設備等導入計画」を作成し、本市の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を行います。また、認定を受けた中小企業者は、固定資産税の特例措置（※1）等の支援策に申請することができます。

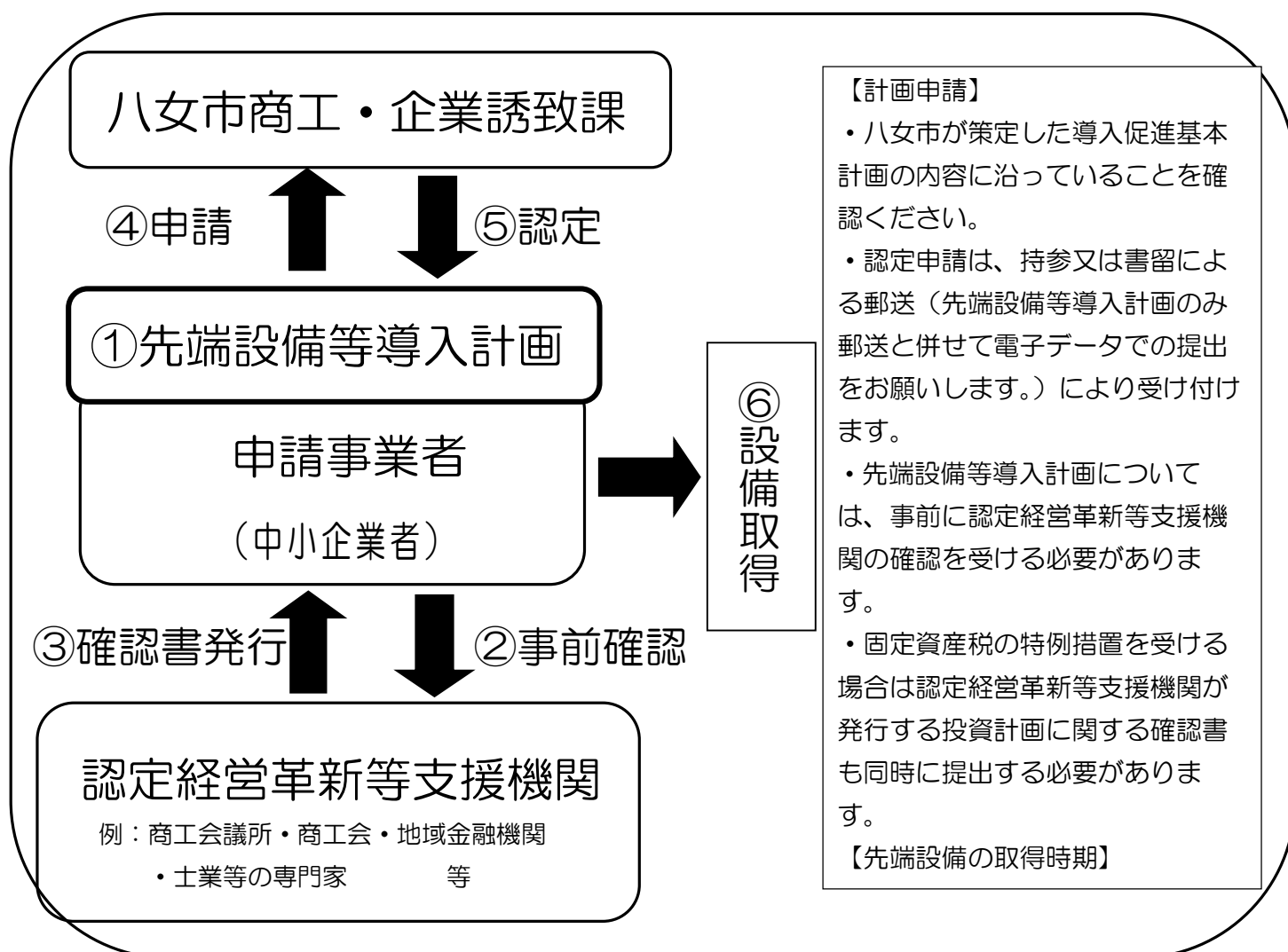
※1）市では、「先端設備等導入促進計画」の基で一定の条件を満たす設備を導入した場合、該当する償却資産にかかる固定資産税を3年間、1/2に軽減します。また、従業員に対する賃上げ方針を表明した場合、最大5年間、1/3に軽減します。（別途、八女市税務課へ手続きが必要となります。）

【八女市の導入促進基本計画】

◆導入促進基本計画（PDF版）は、八女市ホームページ（<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>）からダウンロードいただけます。 【八女市HP ⇒ 事業者向け ⇒ 優遇制度】

◆計画期間：2年間（令和5年7月23日～令和7年7月22日）

1 申請から認定までの流れ



【裏面へ】

2 認定を受けられる中小企業者

先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者は、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方です。また、本市が認定を行うのは、八女市内にある事業所において行う設備投資が対象です。

中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者（ただし、公序良俗に反する事業を行う者や暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと）

業種分類		資金等の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他（※）		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業（※※）	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

（注）認定を受けられる中小企業者に該当する法人形態等について

①個人事業主 ②会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び土業法人） ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

（注）固定資産税の特例措置は対象となる中小企業者の要件が異なりますのでご注意ください。

3 申請方法及び認定書の受領方法

【申請方法】

認定を受けられる中小企業者は、八女市商工・企業誘致課まで申請時必要書類（紙）を持参ください。持参が難しい場合は、申請者からご事情をお聞きしたうえで、簡易書留等による郵送もお受けしております。また、郵送と併せて必要書類のうち先端設備等導入計画（Wordファイル）を下記のメールアドレス宛に送付してください。なお、代理でご申請される場合は委任状をご提出ください。

【申請書送付先】

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地
八女市企画部 商工・企業誘致課 商工振興係 宛
「先端設備等導入計画認定申請書類在中」



【メール送信方法】

宛先：syoukou@city.yame.lg.jp（係専用）
件名：先端設備等導入計画申請（〇〇株式会社）
本文：会社名、担当者名、連絡先を明記してください。



【留意点】

◆先端設備等導入計画のみメールでも送付してください。

- ◆前記メール送信により申請を受け付けるものではありません。申請時必要書類（紙）の持参又は、簡易書留による郵送は必ず必要となります。
- ◆申請書類に不備等がある場合は、申請者宛にメールにて修正の連絡をします。
- ◆前記メールアドレスは、申請書類の修正内容等を連絡するために使用します。認定申請に関する一般的なご相談・お問い合わせについてはお答えできませんので、電話にてお問い合わせください。
- ◆修正依頼メール送付後、一定期間内に修正がなされない場合あるいは修正依頼の連絡が取れない場合等は、申請書類一式を返信用封筒で返送する場合がありますので、ご了承ください。

【認定書の受領方法】

認定書については、窓口による交付又は、郵送を希望される場合については、申請時に返信用封筒を同封いただき、返信用封筒により郵送いたします。

4 先端設備等導入計画の主な要件

中小企業者が①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、本市の導入促進基本計画等に合致する場合に認定を受けることができます。

先端設備等導入計画の主な要件

要 件	内 容
①計画期間	計画認定から3年、4年又は5年
②労働生産性の向上の目標	計画期間内において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 【労働生産性の計算式】 （営業利益＋人件費＋減価償却資産）／労働投入量（労働者数又は労働者数×1人あたり年間就業時間）
③先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備であること。（注1） 【対象設備（注2）】機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア

（注1）労働生産性向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することについて、認定経営革新等支援機関の確認書を添付してください。

（注2）固定資産税の特例措置とは対象となる設備の要件がこととなりますのでご注意ください。

【参考】：固定資産税の特例を受けるための要件

対象者	資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	年平均の投資利益率が5%以上とすることが見込まれるものことについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 【減価償却資産の種類（最低価額（1台1基又は一の取得価額））】 ◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上）（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）

その他要件	①生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ②中古資産でないこと ③償却資産として課税されるもの
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減 ・従業員に対する賃上げ方針を表明した場合 令和6年3月末までに取得した場合は5年間、1/3に軽減 令和7年3月末までに取得した場合は4年間、1/3に軽減

5 認定のポイント

- ①基本方針及び八女市導入促進基本計画に適合するものであること。
 - ②先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - ③認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること。
- ※詳細は、中小企業庁HPで確認ください。

6 申請時必要書類・・・①②③④⑥⑦の様式は、八女市HP (<http://www.city.yame.fukuoka.jp/>)

からダウンロードいただけます。【八女市HP ⇒ 事業者向け ⇒ 優遇制度】

【申請時に必要な書類】（提出された書類は、お返しできませんのでご了承ください。）

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ②先端設備等導入計画・・・【4（2）に係る現状と目標に関する計算書を添付してください。】
- ③認定支援機関事前確認書
- ④暴力団排除に関する誓約書
- ⑤市の認定書について、郵送を希望される場合は返信用封筒（申請者の住所、氏名が記載され、切手を添付したもの）（注1）※窓口交付の場合は不要。

【固定資産税の特例措置を受ける場合に必要な書類】

★導入する設備に対し、固定資産税の特例措置を受ける場合は別途、税務課への手続きが必要です。

- ⑥認定支援機関が発行する投資計画に関する確認書

【賃上げ方針を表明する場合】

- ⑦従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面



（注1）八女市からの認定書（A4サイズ1枚）及び認定申請書（先端設備等導入計画）の写しを

- ・送信記録を確認するために返信用封筒はレターパック及びレターパックライトの使用を推奨します。
- ・宛名は申請者の住所、氏名を記載してください。（第三者宛の場合は封筒の再送を依頼する場合があります。）
- ・返信用封筒には、切手（申請書類と同程度の重量物を送付可能な金額）を貼付してください。

7 その他の支援

金融支援：民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

【申請先・問合せ先】

★八女市役所 商工・企業誘致課商工振興係 ☎0943-24-9177
〒834-8585 福岡県八女市本町647番地